

当社のコーポレートガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業統治（コーポレートガバナンス）を、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みであると理解しています。当社の利害関係者には、株主様、お客様、従業員、取引先、地域社会などがありますが、中でも、株主様の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務であると考えております。当社のコーポレートガバナンスとは、こうした株主様を中心とする利害関係者の利益の極大化を図るために会社としての意思決定及び業務執行に関して、妥当性（効率性）、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性について「計画 - 実施 - 評価 - 是正（Plan-Do-Check-Act）」のサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制であると考えております。

このような認識のもと、当社は、平成16年6月に「委員会設置会社（平成18年4月末までは旧商法特例法上の委員会等設置会社）」に移行し、取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図り、経営の透明性・効率化を高める体制といたしました。

また、当社の業務執行部門では、ISO9001及びISMSの各認証の要求事項および「倫理法令遵守マネジメントシステム規格（ECS2000v1.2）」のコンプライアンス管理機能を背景とした「計画 - 実施 - 評価 - 是正（Plan-Do-Check-Act）」サイクルの導入により、サービスの品質及びセキュリティのマネジメントの仕組みを用いたコーポレートガバナンス体制を確立し、内部統制及びリスク管理体制の基礎としてリスクマネジメントを強化しております。

このように、委員会設置会社及びISO9001等の国際規格を有機的に組み合わせた仕組みを採用していることが、当社のコーポレートガバナンスの大きな特徴となっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（％）
株式会社三菱東京UFJ銀行	390,589	40.03
三菱UFJ証券株式会社	103,188	10.57
伊藤忠商事株式会社	58,770	6.02
伊藤忠ファイナンス株式会社	22,113	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,610	1.90
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアントアカウントエスクロウ	18,092	1.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,137	1.75
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイピーアールディアイエスジーエフイー	13,399	1.37
東短ホールディングス株式会社	11,308	1.15
マイクロソフト株式会社	8,643	0.88

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(上場：東京、大阪、名古屋、海外)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレートガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの傘下企業による企業集団、「MUFGグループ」に所属しており、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の親会社に該当いたします。

当社は、MUFGグループにおいてインターネットによるオンライン取引サービスを提供する証券会社の機能を担っており、MUFGグループ各社との様々な提携により、当社顧客に提供するサービス、機能の補完を行っております。

なお、当社と親会社との関係は以下のとおりであります。

<資本関係>

平成20年3月31日現在の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の当社の議決権所有割合は以下の通りであります。

	(直接保有)	(間接所有)	(合計)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	-	52.0%	52.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	41.1%	-	41.1%

<取引関係>

平成20年3月期において、当社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間に取引はありません。

平成20年3月期において、株式会社三菱東京UFJ銀行から借入金および預金取引がありますが、取引条件は一般の取引と同様であります。

なお、当社は同行と金融商品仲介業務及び銀行代理業務において業務提携を行っておりますが、その取引条件については、当該業務を行うのに必要な費用等を助案、検討の上で価格を決定しております。

<人的関係>

当社の取締役7名のうち4名が親会社または親会社の子会社出身の役職員で構成されておりますが、当該取締役4名は、委員会設置会社における執行役を兼任しない社外取締役として当社の経営の監督業務に従事しており、直接的に当社の業務執行を行っておりません。また、親会社の企業グループ外からも社外取締役2名を任用しており、少数株主の保護のために利益相反等に留意した取締役会運営を行っております。

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び株式会社三菱東京UFJ銀行の連結子会社であります。同社グループの経営方針を踏まえて、当社が独自の判断に基づく経営を行っており、上場会社として一定の独立性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	6名
----------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
山下 公央	他の会社の出身者										
玉越 良介	他の会社の出身者										
佐野 三郎	他の会社の出身者										
前田 孝治	他の会社の出身者										
磯崎 哲也	公認会計士										
佐藤 文文	弁護士										

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
山下 公央	平成14年1月から平成17年5月まで、株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ)の部長及び執行役員でありました。	銀行及び銀行持株会社において、支店長、デリバティブズ会社社長、リスク管理部長及びリスク管理・コンプライアンス担当役員等を歴任し、企業経営、リスク管理・内部統制に精通していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。 なお、当社社外取締役として在任期間中については、取締役会長として取締役会の適切な運営に加え、専門的知識や業務経験を活かし、当社の経営管理・リスク管理の高度化・内部統制の強化等に社外取締役として貢献していただいております。
玉越 良介	本書提出日現在、株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ取締役会長兼三菱UFJニコス株式会社取締役であります。	銀行及び銀行持株会社において社長、会長等を歴任し、総合金融グループの経営を経験しており金融機関のトップマネジメントとしての豊富な経験と識見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
佐野 三郎	本書提出日現在、株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ専務取締役兼三菱UFJ証券株式会社取締役であります。	銀行において人事室長、国内外の支店長・支社長・本部長等を歴任し、銀行持株会社ではグループ横断的なリスク管理の統括を担当するなど、幅広い会社経営を経験しておりその経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
前田 孝治	本書提出日現在、三菱UFJ証券株式会社常務取締役兼株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ常務執行役員であります。	銀行における業務経験に加え、総合証券会社の取締役および執行役員として経営企画、財務、人事、事務・システム、コンプライアンスなど経営管理に幅広く精通していることから、これらの専門知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役として、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
		銀行における業務経験に加え、総合証券会社の取締役および執行役員として経営企画、財務、人事、事務・システム、コンプライアンスなど経営管理に幅広く精通していることから、これらの専門知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役として、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

磯崎 哲也	び執行役員として経営企画、財務、人事、事務 システム、コンプライアンスなど経営管理に幅広く精通していることから、これらの専門知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役として、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
佐藤 丈文	企業に関する法律実務を専門とする弁護士であり、その専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。 なお、当社社外取締役として在任期間中については、内部統制の強化、会社法への対応、当社に対する株式公開買付け及びその他日常的な経営監督の場面において、法的側面からの発言等を通じて、その専門的な知見を遺憾なく発揮いただいております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

当社は、平成20年3月期に取締役会12回、指名委員会5回、監査委員会14回、報酬委員会7回を開催しております。各社外取締役の当該期間における就任以降の取締役会及び各委員会への出席回数は以下のとおりであります。【()内は各社外取締役が就任以降の会議開催回数】

山下 公央 取締役会12回(12回)、指名委員会5回(5回)、監査委員会14回(14回)、報酬委員会7回(7回)

磯崎 哲也 取締役会12回(12回)、監査委員会14回(14回)

佐藤 丈文 取締役会12回(12回)、監査委員会13回(14回)

なお、玉越 良介、佐野 三郎、前田 孝治は、平成20年6月22日開催の定時総会において新たに社外取締役に選任されました。

各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	4	1	0	4	社外取締役

執行役関係】

執行役の人数	7名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
齋藤 正勝	あり	あり	×	×	なし
雨宮 猛	なし	なし	×	×	あり
眞部 則広	なし	なし	×	×	あり
白田 琢美	なし	なし	×	×	あり
中島 俊一	なし	なし	×	×	あり
石川 陽一	なし	なし	×	×	あり
阿部 吉伸	なし	なし	×	×	あり

監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属しております。また、内部監査室長の指揮権は監査委員会に属するものとし、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定することにより独立性を確保しております。

監査委員会と会計監査人の連携状況

当社で開催される監査委員会に会計監査人が必要に応じオブザーバーとして出席しております。会計監査人の専門的な見識による意見を監査委員会に取り入れることにより、内部管理の向上に繋げております。(平成20年3月期出席回数 3回)

なお、当社は内部管理の一層の強化を図るため、経営監督と業務執行が分離された現体制に移行する以前に選任された会計監査人に代え、執行部門の関与を経ることなく、監査委員会が独自に選定した会計監査人として、監査法人トーマツを平成17年6月の定時株主総会にて選任してありま

す。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

第三者監査機関として監査委員会と内部監査室は密接に連携し監査活動を行っております。両者が協調して内部監査室監査ならびに監査委員会監査の内部監査計画の作成が行われる他、その監査結果についても、内部監査室長ならびに内部監査室員が参加している監査委員会においてレビューがなされます。また、品質管理委員会が実施する執行部門による第一者監査についても監査委員会と内部監査室は連携し、その結果についても共同でレビューが行われます。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、「1-1.基本的な考え方」でも述べたように「株主様の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務である」と考えております。執行役は当該責務の遂行の責任を負っており、その報酬の一部をSVA(Shareholder Value Added=株主資本正味付加価値額)を基準とした変動報酬制としております。また、ストックオプション制度については、後述のとおり取締役、執行役においても従業員と同一のスキームで付与を行いました。なお、平成20年3月期においては、ストックオプションの新規発行は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

「当社の業績」と「当社の取締役、執行役および従業員の受ける利益」とを連動させることにより、「当社の取締役、執行役及び従業員の利益」と「株主様の利益」を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行いたしました。なお、新株予約権の付与対象者については、一部の経営層、幹部社員に限ることなく、正社員に広く付与することを方針とし、全社的な士気の向上に繋げております。なお、平成20年3月期においては、ストックオプションの新規付与は行っておりません。また、平成20年3月期末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」は4,938株であり、発行済株式総数に対する比率は0.50%であります。(権利行使資格喪失分を除く)

【取締役・執行役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

取締役報酬の開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

執行役報酬の開示状況

全執行役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書における役員報酬の開示については、社内取締役、社外取締役、執行役ごとに「支払った報酬の額」を記載しております。また、事業報告における役員報酬の開示については、取締役、執行役ごとに「確定金額として支払った報酬の額」及び「不確定金額として支払った報酬の額」を記載しております。両報告書とも、当社のホームページ「IR情報」内に掲載を行い、公衆の閲覧に供しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従スタッフの配置はしていませんが、総務担当業務を分掌する業務統括部が社外取締役への連絡等のサポートを行っております。取締役会において活発で充実した議論が行えるよう、取締役会の議案資料については開催日の3営業日前までに電子メールで事前送信を行っております。なお、特に重要または慎重な判断が必要と思われる議案については、常勤取締役、担当執行役から社外取締役へ事前相談を行うことにより、親会社の役員「弁護士」「公認会計士」というそれぞれの社外取締役の専門的な立場による意見を、経営に反映させております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の概要については以下のとおりであります。

a. 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は3ヶ月に1回以上開催され、会社法第416条に規定する事項を中心とした重要事項について決定を行います。取締役会は7名の取締役にによって構成されており、うち6名は社外取締役であります。社外取締役には弁護士1名及び公認会計士1名を含んでおります。

(b) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名により構成されております。

なお、当社における取締役候補者及び執行役候補者の選任基準は以下のとおりであります。

<取締役候補者選任基準>

- (1) 取締役にふさわしい人格・識見を有すること。
- (2) 豊かな業務経験あるいは専門職知識を有すること。
- (3) 経営判断能力に優れていること。
- (4) 遵法精神に富んでいること。
- (5) 心身ともに健康であること。

社外取締役の候補者選任にあたっては、前記の基準の他、次の基準を適用する。

- (1) 経営者あるいは経営者の補助役として豊富な経験を有すること、あるいは法律もしくは会計、財務の職業的専門家としての地位に就いているこ

と。

(2) 社外取締役としての独立性を維持できること。

< 執行役候補者選任基準 >

取締役選任基準に準じる他、次の基準を適用する。

(1) ビジネス感覚、指導力、先見性、企画力が優れていること。

(2) 社内外での人望が厚いこと。

(d) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。委員には弁護士1名及び公認会計士1名を含む社外取締役4名により構成されています。

本委員会にはこれら委員の他、内部監査室、執行役、顧問弁護士、外部アドバイザー（証券業界・制度に造詣の深い有識者を招聘）は常時、会計監査人は適宜、それぞれオブザーバーとして出席し会議の活性化を図るとともに監査の質の向上に努めております。

なお、平成20年4月23日、内部管理態勢強化のため、監査委員会の下部組織として、「新商品 新業務 リスク監査委員会」を新設いたしました。

(d) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名により構成されております。

なお、取締役及び執行役に対する個人別の報酬等の内容に関する基準は以下のとおりとなっております。

< 取締役 >

個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

< 執行役 >

個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額並びに変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定する。

(e) 内部監査室

代表執行役、執行役、経営会議、品質管理委員会を含む業務執行部門から完全に独立し、当社の内部監査（第三者監査）を実行する機関です。内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに関し、監査委員会と緊密に連携して活動しております。

b. 業務執行機能

(a) 代表執行役 執行役

当社は、執行役の中から代表執行役1名を選任しております。代表執行役は、業務執行最高責任者として会社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務の執行を行います。また代表執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明する義務を負っています。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っています。

(b) 経営会議

代表執行役及び常務執行役以上の役付執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

(c) 品質管理委員会

品質管理委員会とは、代表執行役を委員長とし、ISO9001及びISO9001等規格に準拠し、当社業務執行全般の適法性及び適正性などに関連する事項の管理、監督、監査に関する基本事項について審議し、また業務の運営状況について検証及び審議を行い、検証の結果、会社経営上重要な決議事項が現出した場合には、経営会議、監査委員会又は取締役会に当該事項の付議を提案する機関です。また、品質管理委員会は、執行部門の内部管理体制について当事者が行う「第一者監査」を統括しております。

平成20年3月期における各機関の活動状況は以下のとおりです。

取締役会 ……………12回

指名委員会 ……………5回

監査委員会 ……………14回

報酬委員会 ……………7回

経営会議 ……………53回

品質管理委員会 ……41回

3. 委員会設置会社形態を採用している理由

取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図る他、経営の監督機能として社外取締役を活用することにより経営の透明性の向上を図ることを目的に委員会設置会社の組織形態を採用いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、東京証券取引所へ株式上場後の平成17年3月期以降の定時株主総会については土曜日または日曜日を開催日としております。
電磁的方法による議決権の行使	平成17年3月期の定時株主総会より、三菱UFJ信託銀行株式会社の提供するインターネット議決権行使を採用しております。また、平成19年3月期の定時株主総会より、株式会社ICJが提供する議決権行使プラットフォーム(東証プラットフォーム)を追加で採用いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後に、当社の経営状況等の報告・説明を行う経営報告会を実施しております。また、定時株主総会時以外にも、8月、11月、2月の年3回、大阪、名古屋、福岡にて経営報告会を含むIRイベントを「カブ四季総会」として定期的を開催を行うなど、関東圏以外の投資家の皆様にも当社の経営状況等を把握いただけるよう努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算発表後に、アナリスト、機関投資家向けの説明会を定期的で開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」として、「会社案内」方針/ポリシー」株式情報」「決算・財務情報」「業務情報」「その他の情報」のコンテンツページを設け随時更新を行っております。 各項目の主な掲載内容は以下のとおりであります。 会社案内」・会社概要、プレスリリース、コーポレート・ガバナンス、IRスケジュール、IRムービー、表彰・ランキング実績等等 方針/ポリシー」・経営理念、ディスクロージャーポリシー、セキュリティポリシー等 株式情報」・株主総会、株主優待、株式の概要等 決算・財務情報」・決算短信及び決算説明資料(中間・四半期決算含む)有価証券報告書・半期報告書、株主・投資家の皆様へ(旧事業報告書)、等 業務情報」・月間の委託手数料、注文約定状況、顧客投資成績、SLA精査状況、システムレポート、サポートセンターレポート、売買審査状況、株券入庫状況、知的財産報告書、品質管理システム報告書等	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	専務執行役を情報取扱責任者とする業務統括部によりIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業行動憲章」の中で、「株主の利益と信頼関係の構築」について、株主の利益のために長期的かつ安定的な成長によって企業価値の向上を目指す旨、また、株主との円滑なコミュニケーションを確保し信頼関係の構築に努める旨の規定をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、それに基づき情報開示等IR活動を行っております。ディスクロージャー・ポリシーについては、当社のホームページ「IR情報」内に掲載を行い、公衆の閲覧に供しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社ではコーポレートガバナンスを、妥当性（効率性）、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性についてPDCAサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制と位置づけ、内部統制システムとはコーポレートガバナンスの重要な機能を構成するプロセスであると考えております。内部統制を有効に行うために経営監督機能として取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、内部監査室を、業務執行機能として経営会議、品質管理委員会をそれぞれ設置し、前述の通りの活動実績をあげております。

また、内部統制システムの内、執行役または従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、以下の通り整備しております。

(1)コンプライアンス体制

『MUFG倫理綱領』『倫理規程』『コンプライアンス・マニュアル』等のコンプライアンス規程において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程についても遵守を行うよう指導しております。また、『コンプライアンス・プログラム』に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「第一者監査」、内部監査室による「第三者監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。

(2)リスク管理体制

期初にリスク管理方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。また、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等に係る基礎データの管理方法を規程に定めております。

(3)報告体制と情報透明性の確保

コーポレートガバナンス並びに内部統制システムを有効かつ効率的に運用するためには情報の透明性の確保が重要と考えております。当社では、代表執行役により業務執行状況や決算状況を週次・月次で取締役向けに報告している他、当社HPにおいて委託手数料収入やシステム稼働状況なども開示するなど情報の透明性を高める施策を実施しております。また、当社で発生するシステム障害やサービス面での不適合事象、顧客からのクレーム事項等については発生後速やかに社内で周知する管理システムを構築していますが、これら情報については常勤取締役や内部監査室長も共有できる体制としております。

(4)情報管理体制

執行役または従業員は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行っております。また、監査委員会又は監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、執行役又は従業員はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。なお、文書の保存期間その他の管理体制については、当社社規則「文書取扱規則」及び「文書管理及び記録の管理」に基づき規定しております。

(5)財務報告に係る内部統制に関する体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

(6)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、『MUFG倫理綱領』『倫理規程』『コンプライアンス・マニュアル』等において、反社会的勢力に対して毅然かつ断固とした態度をもって対決することを定めています。また、お客様からお預かりする口座についても、約款において厳格な排除条項を採用しているほか、高度な口座監視を行う「アカウント・マネジメント」を強化しております。

その他

1.買収防衛に関する事項

2.その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業価値の向上のため自己資本に対する利益率を重視しており ROE20%台を目標として、収益増強や経営効率・資本効率の改善に取り組んでおります。

当社は、財務体質の強化、事業拡大のための内部留保等のバランスを考慮に入れながら利益配分を行うこととしており、配当性向30%程度の配当を行うことを経営目標としております。また、2007年度は、機動的な資本政策の遂行を可能とし資本効率の向上及び株主還元を推進する観点から、2007年8月29日並びに2008年1月24日開催の取締役会において自己株式を取得することをそれぞれ決議し、合計30,000株の市場買付を実施いたしました。

